

CH-53Eヘリコプターからの構造物落下事故に関する意見書

去る2月25日午後1時10分ごろ、米海兵隊普天間飛行場所属のCH-53Eヘリコプターが、読谷村の米陸軍トリイ通信施設から射撃訓練場に鉄製の構造物を輸送中、同施設の西側1.3kmの海上に落下させる事故が発生した。

米海兵隊は、落下前に周辺海域に船舶や民間人がいないことを確認し海上の安全を確保したと説明しているが、落下された海域には定置網漁などの漁場や船舶の航路もあるため、地域住民はもとより沖縄県民に大きな不安を与えている。

うるま市では、平成30年2月、米軍普天間飛行場所属のMV-22オスプレイの、重量13kgもあるエンジン吸気口の一部が、本市伊計島の海岸で、民間人により発見され引き上げられる事故が起きている。

本市上空は、嘉手納飛行場や普天間飛行場を発着する米軍機の飛行経路となっていることから、このような事故を繰り返している米軍機が飛行を続けることは、市民に不安と恐怖をあたえるものである。

うるま市議会は、これまでも米軍機の事故が発生するたびに再発防止等を徹底するよう米軍や日米両政府に強く申し入れてきたところである。それにもかかわらず、このような事故が繰り返されることに怒りを禁じ得ない。

よって、本市議会は、市民の生命・財産を守り、安心・安全な生活環境を確保する立場から、今回の事故に対し、厳重に抗議するとともに下記事項について強く要請する。

記

1. 事故原因の徹底究明と実効性のある再発防止策を講じ、公表すること。
2. ヘリコプターによる重量物のつり下げ輸送や訓練を行わないこと。
3. 沖縄に配備されている全米軍機の住民居住地上空での飛行を全面的に禁止すること。
4. 在沖米軍基地の整理・縮小を図ること。
5. 日米地位協定の抜本的改定を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年3月19日

沖縄県うるま市議会

あて先

内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣 沖縄及び北方対策担当大臣
外務省沖縄担当大使 沖縄防衛局長